

沖縄県土木建築部公共事業事後評価実施要綱

第1 目的

公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事後評価手法の見直し等に反映させ、併せて、事業の必要性や効果に関する情報を公開して、説明責任を果たしていくことを企図するものである。

第2 事後評価を実施する事業

評価の対象とする事業は、土木建築部が所管する国庫補助事業のうち、県が事業主体となって実施した事業で、災害復旧に係る事業、維持管理に係る事業、小規模改築に係る事業を除いた、以下の各号に掲げる事業とする。

1 事業完了後一定期間が経過した事業

「一定期間」とは、事業の特性を踏まえ「5年以内」とする。また、「事業完了」とは別表のとおりとする。

2 審議結果を踏まえ、土木建築部長が改めて事後評価を行う必要があると判断した次に掲げる事業。

- ① 効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できる事業
- ② 改善措置が講じられた事業

第3 その他事後評価の対象とする事業

第2の規定にかかわらず土木建築部長が事後評価を行う必要があると判断した事業は、事後評価の対象とすることができる。

第4 事後評価の実施時期

- 1 第2の1の事業にあっては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- 2 第2の2及び第3の事業にあっては、効果の発現等を踏まえ、土木建築部長が実施時期を決めるものとする。

第5 事後評価の視点

事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。なお、各視点について、事業種別ごとに事業の特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。

- 1 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
- 2 事業の効果の発現状況
- 3 事業実施による環境の変化
- 4 社会経済情勢の変化
- 5 今後の事後評価の必要性
- 6 改善措置の必要性
- 7 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

第6 事後評価の実施

- 1 事後評価の実施主体は、沖縄県とする。
- 2 事後評価を行う事業の所管課は、事後評価の実施にあたって、第5に掲げる「事後評価の視点」に基づいて評価を行い、事後評価原案を作成するものとする。
- 3 県は対応方針の決定にあたっては、第7に掲げる「沖縄県公共事業評価監視委員会」に事後評価原案を諮問し、答申等を踏まえて、対応方針を決定するものとする。

第7 沖縄県公共事業評価監視委員会

- 1 知事は事後評価の実施にあたって、「沖縄県公共事業評価監視委員会」へ事後評価原案を諮問するものとする。
- 2 知事は、委員会の答申及び意見の具申を最大限尊重し、対応を図るものとする。

第8 事後評価結果の公表

事後評価結果、委員会の答申及び意見の具申については、これを公表するものとする。

第9 その他

本実施要綱に定めのない事項及び国において特別に定めのある事項については、国が定めた事後評価実施要領を参考とするものとする。

附 則

この要綱は、平成24年5月24日から施行する。

別表（要綱第2関係）

事業種別ごとの事業完了の定義

所管事業名	事業完了の定義
ダム事業	原則として建設事業が完了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
港湾整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点
空港整備事業	原則として事業採択を行った箇所が全て供用を開始した時点